

# 寺西広司法書士事務所通信

NO.6

2012.6

電話 011-700-2151



拝啓

初夏の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で6号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。過ごしやすくなってきましたが季節は暑さへ向かいます。どうぞご自愛下さい。

敬具

## ～今回のテーマ「成年後見の申立てをしなかったら・・・」～

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分な方のために、裁判所に申立てをして本人に代わって法律行為を行う後見人を選任してもらう制度です。

しかし、手続きに最短でも3カ月以上要し、申立て費用も15万前後（医師の診断書含む）かかるため申立てに二の足を踏む方が多いようです。けれども申立てをしなければこんな事になってしまう場合もあるのです。

一流企業を退職した後一人で生活していた高齢のAさん（男性）が、近所を徘徊していたと言うことで、東京に住む末の弟のEさんの所に警察から連絡がきました。Aさんは2年前から認知症を患っていたのですが、悪化してしまったのです。

「同じ市内に住む姪や、近所の方が世話をしているようだ」と他の兄弟から聞いていたので安心していましたが、Eさんは今回の事でAさんを施設に入れようと考えました。ところがAさんの所へ行ってみると、あるはずの退職金と貯金がほとんど残っていません。年金もすぐに引き出されています。

Eさんは驚いて、出入りしていた姪に会ってみると、無職のはずの姪はどうやらAさんのお金で贅沢な生活をしていたようなのです。その上、Eさんが滞在している間、近所の方がやってくるのですが、Eさんが応対すると慌てて帰っていきます。のちに町内会長に聞いてみると、Aさんは近所の人達に毎日のように連れだされ食事を奢らされたりお金を渡したりしていたようでした。

EさんはAさんを施設に入れようとしたのですが、自分が面倒を見ているからと姪っ子は執拗に邪魔をします。そのうちAさんの財産は底をつき施設に入れることができなくなってしまいました。

親戚や、専門家を後見人にするによって、その方の大切な財産はきちんと管理され、守られます。成年後見は親戚からでも申し立てることが可能です。上記のようなトラブルを防ぐためにも、成年後見の申立ては早めにおきましょう。当事務所では成年後見と遺言の専門サイトを立ち上げました。成年後見や遺言をお考えの方はぜひ一度ご覧下さい。

専門サイト「札幌 成年後見・遺言相談室」 <http://www11.ocn.ne.jp/~rolly2/>

(寺西 広)

## 「趣味はガーデニングです！」

初夏の訪れが、感じられるようになりました。

いろいろな花が咲き始め、北海道はこれからが美しくなる季節です。

去年、カンパニュラという宿根草を植えました。

植えたときは小さい苗で、なかなか大きくなりませんでしたが、秋には花を咲かせ、雪が降り始めてもずっと花を咲かせ続けました。

今年は2年目なので、芽を出すか気になっていましたが、雪解けと共に芽を出し、どんどん増えて、今はたくさん蕾をつけています。どのくらい花が咲くかとても楽しみです。

厳しい冬を乗り越えて、春に見違えるくらいたくましく咲いている植物を見ると、植物の生命力を感じ、私も勇気をもらえます。

今年はマーヤという宿根草を植えました。どんな花が咲くか楽しみにしています。



庭のカンパニュラ



(荒木 和恵)

## 司法書士☆四コマ劇場



## <会社の登記、懈怠していませんか?>

最近、役員（取締役や監査役等）の任期が満了しているものの、重任の登記や役員変更の登記をしないまま、長い期間過ぎてしまっている会社が多く見受けられます。

役員任期が過ぎても、法務局から「おしらせ」通知が来るわけでもない、気が付いた時には期限が経過していたというのも多いと思います。

平成18年の新会社法施行後に設立された株式会社には、取締役の任期について最長期間が定められています。

具体的には、新会社法でいう公開会社と呼ばれる会社（イメージとしては株式を自由に買ったり売ったりすることができるようなとても大きな会社）については2年、それ以外の会社（ほとんどの会社はこちらに当てはまります）については10年が取締役の任期の上限とされています。

監査役も同様に、新会社法でいう公開会社については4年、それ以外の会社については10年が任期の上限です。

ちなみに、新会社法が施行される前に設立された株式会社の場合、任期の上限は取締役2年、監査役4年でした。

これを、10年とするためには、定款でその旨をきちんと規定しておかなくてはなりません。

よって定款で任期を10年に変更しない限り、これまでと同様に2年毎の登記が必要です。

会社法によると、会社の登記事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその本店の所在地において変更登記をしなければならないと明記されており、それを怠ると「過料に処すべき行為」となってしまい、後日裁判所から過料の通知が届きます。

過料の金額については、条文上100万円以下の過料に処するとされているだけで、具体的な計算方法があるわけではありません。よって請求が実際に届かないと正確な金額は分からないのですが、1年で1万円～2万円程度というのが相場ようです。

半年くらいの懈怠であれば、過料の請求は来ないこともあるようですが、5年も10年も放置してしまうと、10万円以上の高額な金額を請求される可能性がございます。

皆様、役員の任期にはくれぐれもご注意下さい。

(矢野 絢美)

## 大事なペットに財産は残せるの？

最近「ペットはわが子同然！」という方が増えました。では、ペットに財産を相続させるという遺言は可能なのでしょうか？

答えは残念ながら「NO」。日本の法律では、ペットなどの動物は「物」とされており、ペットに遺言を残しても無効な遺言となってしまいます。

もし、ペットに遺言を残したいのなら、「ペットを可愛がってくれることを条件として、Aに財産を遺贈する」などの条件付き遺言にするしかありません。

(寺西 広)

## 編集後記

事務所通信も第6号。いつもお読みいただきまして有難うございます。事務所の窓から見える景色も新緑に生まれ、夏の気配を感じます。お客様にお出しするお茶も冷茶に致しました。夏はもうすぐですね！

### 【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>